

## 高等専門学校機関別認証評価委員会（第6回）議事録

- 1 日 時 平成17年2月18日（金） 10:30～14:00
- 2 場 所 学術総合センター11階 1113・1114会議室
- 3 出席者  
（委員） 青木，東，神谷，神野，佐藤，椿原，徳田，柳，四ツ柳，米山，渡辺の各委員  
（事務局） 荒船理事，長谷川理事，川口評価研究部長，野澤特任教授，馬場評価事業部長，下大田評価第2課長

### 4 議事内容（：委員，：事務局）

副委員長 本日は委員長が欠席のため，副委員長である私が議事進行を務めさせていただきます。

本日の議事は，（1）高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校評価基準について，（2）自己評価実施要項，評価実施手引書，訪問調査実施要項について，（3）高等専門学校機関別認証評価に係る実施体制について，以上3つの議題としております。

まず初めに，高等専門学校機関別認証評価実施大綱(案)及び高等専門学校評価基準(案)についてご審議いただきたいと思います。これらについては，本日の委員会で承認いただいた後，関係機関への意見照会を行います。それでは，事務局から説明してください。

それでは，資料2をご覧ください。この実施大綱(案)については，前回の評価委員会でご審議いただいたものから特に変更はありません。

次に資料3をご覧ください。この評価基準(案)については，委員の方からいただいたご意見を別途お配りしております。

まず，基準の4-3及び基本的な観点4-3- について，委員の方から，定員を超過していても教育上支障がないのであればよいということならば，そのことが読み取れる表現にすべきであり，原案では試行的評価と同様に数のみを問うているように受け取れる，というご意見がありました。

基本的な観点4-3- の「これを改善するための取組が行われる」という表現では，数についての改善の取組という意味にはとれるが，教育内容についての意味にはとれないと思いますので，何らかの工夫が必要かと思えます。

副委員長 自己評価実施要項等で，この観点についての補足説明がなされていれば，誤解が減るのではないかと思いますがいかがでしょうか。

入学定員を基に教員数や施設を決めているわけですから，最初からその基本を崩していいということは，おかしいのではないかと思います。

副委員長 趣旨では強い表現で「できるだけ合致していることが求められる」とありますが，基本的な観点では「適正化が図られているか」と大分緩めているように見受けられ

ますので、両者の整合性を図る必要についてはいかがでしょうか。

高等専門学校設置基準に「在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとする」とあります。趣旨にはそれを受けて「実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます」とされており、基本的な観点では、実際に入学定員と実入学者数は合致しているのか、ということ「大幅に超える、又は大幅に下回る」と問うております。ただし、同じ観点に「その場合にはこれを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか」と問うており、趣旨を反映したものといたえますが、趣旨と必ずしも同じ言葉でなくてもよいのではと思います。

副委員長 そうしますと、基準の表現はそのままで、この観点についての機構側のスタンスを、全高専を対象とした評価に関する説明会や自己評価担当者に対する研修時に詳しく説明するとともに、Q & Aにも盛り込むという対応でよろしいでしょうか。では、次をお願いします。

基本的な観点5 - 4 - 「教育課程の編成において、特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか」について、委員の方から、高等専門学校設置基準第17条第5項に、「第1項に定める授業科目のほか、高等専門学校においては特別活動を90単位時間以上実施するものとする」と明確に特別活動について規定されていることから、特別活動の実施時間や実施内容についても問う観点が必要ではないか、というご意見がありました。

もし、特別活動の実施時間が90単位時間を大幅に下回っているか、そういうことが多々ある場合には、何か書いたほうがいいのではと思いますが、試行的評価においても全高専が90単位時間を超えていたので、このままでいいのではと思います。

この観点の「人間の素養の涵養がなされているか」は、時間だけではなく内容についても問うているわけですから、実施内容についての観点がないということには該当しないのではないかと思いますので、このままの表現で十分ではないかと思います。

副委員長 それでは、本件については原案どおりということによろしいでしょうか。では、資料2と資料3について、ご承認いただいたということにいたします。また、3月22日の評価委員会においては、関係機関への意見照会で寄せられた意見をもとに、この大綱と基準について最終的な確定を行い、3月下旬に文部科学大臣に認証評価機関としての認証申請を行うということで進めさせていただきます。

では次に、自己評価実施要項(素案)、評価実施手引書(素案)、訪問調査実施要項(素案)について審議したいと思います。これらについては、4月下旬に開催する予定の全高専を対象とした認証評価に関する説明会で使用することとなりますので、次回の評価委員会で最終的な確定を予定しております。それでは、説明をお願いします。

資料4は自己評価実施要項(素案)であり、評価対象校が実際に自己評価書を作成する際のマニュアルです。資料5は評価実施手引書(素案)で、機構の評価担当者が使用するマニュアルです。資料6は訪問調査実施要項(素案)で、訪問調査はどのような目的で行い、どのような内容であるかをまとめたものであり、訪問調査に関して各対象校においても使用するマニュアルです。これらにつきましては、本日の委員会だけでなく終了後においてもご意見を事務局までいただければと思っております。

それではまず、資料4、資料5、資料6、それぞれの作成についての考え方を申し上げます。当機構は、大学と短大の認証評価機関として既に文部科学大臣から認証をいただいております。この大学と短大の実施要項、実施手引書等及び今年度の試行的評価の状況を参考にしつつ作成いたしました。試行的評価の実施要項、実施手引書等の内容と構成を多少変更しておりますが、趣旨や内容についてはより分かりやすくなったと思っております。

それでは資料4をご覧ください。

「はじめに」のところですが、試行的評価の自己評価実施要項では4章による構成でしたが、3章に圧縮いたしました。内容は、大幅には変わっておりません。

1ページの平成17年4月の高等専門学校機関別認証評価に関する説明会の実施については、今のところ4月下旬を予定しております。5月に評価の申請受付としていることについては、文部科学大臣から認証評価機関としての認証を5月にもらえた場合を想定しております。7月末の自己評価書の提出締切については、試行的評価と同じです。3月下旬の評価結果の確定、公表ということで、試行的評価に比べて約2カ月近く延びておりますので、十分に評価を行いうる仕組みになったのではないかと考えております。また「評価の内容」については、評価実施大綱に合わせた表現にしております。

3ページは、試行的評価とおおむね内容は変わっておりませんが、「1 目的の意義」を、評価基準の目的の説明と合わせた表現にしております。

4ページの「4 選択的評価基準に係る目的」については、新規に作成しました。「基準1～11の自己評価」の「1 基準ごとの自己評価のプロセス」の(1)のなお書き以下と(2)については、新規に作成しました。「2 基本的な観点及び独自に設定する観点」の(1)については、試行的評価において評価対象校から、自己評価するに当たって、いくつかの観点をまとめて良いのかとか、該当がない場合は書かなくて良いのかなどの質問がありましたので、「該当しない場合には分析を行う必要はありません。また、その際には『該当なし』と記述してください。」、「観点ごとの分析は、結合することなく観定の番号ごとに行ってください」と、明確にこの表現を入れております。(2)については、実施大綱の表現に合わせております。

5ページの「3 観点ごとの分析」について、試行的評価では過去の状況としておおむね過去5年程度としておりましたが、削除しております。また、試行的評価においては、評価対象校においても4段階評価を行っておりましたが、判断するのはあくまでも機構側で行うことから、削除しております。(2)別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等例」については、試行的評価では「目的に沿って」としておりましたが、「高等専門学校の状況に応じて」と修正しております。(3)については、より詳しく説明するため「高等専門学校全体としての」からの部分を新規に追加しております。

6ページの「5 概要の記述」については、新規に設けました。「選択的評価基準の自己評価」については、試行的評価の第3章から移行した部分ですが、表現については分かりやすくしております。また、「2 目的の達成状況の判断」については、試行的評価では「十分達成している」「おおむね達成している」「やや不十分な達成状況である」「不十分な達成状況である」という4段階評価でしたが、「非常に優れている」「良好である」「おおむね良好である」「不十分である」の4段階に変更しております。

7ページの第3章「 自己評価結果等の記述要領」の「1 対象高等専門学校の現況及び特徴」については、試行的評価では様式と記述例は別紙としておりましたが、本文中に掲載しております。

8ページの(1)については、コメントを付すことにより分かりやすくしております。

9ページの「2 目的」の(1)で、選択的評価基準について試行的評価では字数制限についての記述がありませんでしたので、2,000字と明確にしました。(2)は、「高等専門学校の目的」と「選択的評価基準に係る目的」は別ページとするよう新規に追加しております。

10ページの「3 基準ごとの自己評価」の(1)で、字数について試行的評価では3,000字でしたが、5,000字に変更しております。また、選択的評価基準についても、試行的評価では5,000字でしたが、これを7,000字に変更しております。フォントについても、試行的評価では9ポイントでしたが、10.5ポイントと大きくしております。また、新規に「記述に当たっては、基準ごとにページを改めてください」という表現を追加しております。(2)では、試行的評価では全体の字数が33,000字でしたが本格実施においては55,000字に変更し、選択的評価基準については5,000字から7,000字に変更し、また、新規に自己評価の概要の記述についてを追加しました。(3)では、新規に「自己評価の概要」の作成を設け、その記述内容は原則として原文のまま評価報告書に掲載し公表する旨を追加しております。

12ページは、選択的評価基準の自己評価について新規で設けております。

13ページの「4 根拠となる資料・データ等の示し方」については、(2)、(5)、(6)を新規に追加し、より詳しく説明しております。

14ページは、自己評価書のイメージの全体図であり、新規に目次のイメージ図を盛り込みました。また、基準の自己評価の概要を新規に設けており、この部分は評価報告書に原則として原文のまま転載します。

15ページの「 自己評価書の提出方法」については、以下のとおり、より詳しく説明しております。「1 提出方法」の(1)では、表紙の裏面を白紙とすることを新規に追加しております。(2)では、提出部数について電子媒体1部と明確にしました。また、  
のなお書きで、ラベルを張る旨を新規に追加しております。では、試行的評価では例示として丸付き数字やローマ数字というものもありましたが削除しております。「2 提出締切及び提出先」の(3)に、封筒の表面の左側部に「高等専門学校機関別認証評価自己評価書在中」と朱書きで表示することを追加しました。「3 その他」には、自己評価の概要についてを新規に追加しております。

17ページの認証評価のスケジュールについては、大幅に修正をして、より見やすく整理しております。

19ページから40ページまでは、基準1から11までと選択的評価基準を自己評価する際の根拠となる資料・データ等例となっております。これらにつきましては、試行的評価と表現で大幅に変わっているものはありませんが、「資料・データ等を囲った枠の中に例示してあります」と、例示であることが分かりやすくしております。また、この例示については、試行的評価で得られた資料等を参考に盛り込んでおります。

41ページは、評価報告書のイメージです。試行的評価との大きな違いは、対象校からの自己評価書の転載部分を試行的評価では前半に置いておりましたが、「以下、参考資料として添付」として後半に置くスタイルとしております。また、「自己評価の概要」を新規に追加しております。

以上です。それでは、実施要項からご議論をいただければと思います。

2件ありまして、まず、2ページの図に「基準1～11の自己評価」、「選択的評価基準の自己評価」とありますが、「基準の評価」という表現が日本語としてはおかしいのではないかと、ということが一つです。実施大綱(案)では「基準に基づく評価」となっております。

それからもう一つは、試行的評価では質に関する自己評価がありましたが、今回からはそれが自己評価の概要を記述するということになりましたので、自己評価報告書で本当に質の評価をしてくるのかということです。試行的評価では、適切に実施されているか、配慮されているか、という観点の問いかけに対して、こういうことを自分たちはやっている、こういうところは非常に優れていると自己分析をしてきたわけですが、本格実施からは、適切にやっている、やっていない、実施している、していないという分析だけで終わり、質の問題をどう自己評価するかという保証がなくなると思います。

各高等専門学校が認証評価を受けるということは、学校の質の向上に向けて行うということですので、分析結果については十分に分析をしてくるのではないかと思います。

ですから、どういう分析をするのだろうということで、そのやり方の問題がどこまで徹底して伝えられるかということです。

対象校に4段階の判断をしてもらおうということでしょうか。

4段階である必要はないですが、質を示す段階の判定を自己評価でもしてもらおうべきではないかと思います。

試行的評価がベースになっていると思いますが、もう既に認証を受けた大学と短大を参考にして試行的評価の部分を変えるというのは、その意図がわかりづらいと思います。試行的評価において、対象校が「優れている」と書くためにいろいろと内容をまとめたと思いますが、それがなくなると、低い評価にされる内容になる可能性があるかと危惧します。

大学、短大の認証評価に関する議論ではむしろ逆でして、例えば、社会に広く公表されているかという観点については、されているか、されていないかしか答えがなく、この観点の中に既に水準を示すキーワードが入っているので、わざわざそれをまた4段階や3段階に自己評価してもらわない必要はないのではないかと、ということでした。

基準ごとに「優れた点」や「改善を要する点」を挙げることになっているわけですから、それらの点を挙げようとする、やはり自己評価を質的に行わないと、問題点等の分析ができないのではないのでしょうか。

副委員長 資料5の8ページから9ページにわたって、基準の評価について判断するための表と、優れた点、改善すべき点についての例示があるので、機構ではこれに基づいて評価するという意識すれば、対象校においても自分たちの分析を行うスタンスが決まってくると思います。

特に私立高専においては、どこが標準かが分からないので、優れているや優れていないという主観的評価はできますが、自分でAやCをつけることは非常に難しい。自分の学校としてはこういうところを非常に努力して頑張っているという表現はできますが、点数化については非常にしづらいのではないのでしょうか。

副委員長 これについては評価実施手引書（素案）も併せて検討した方がいいと思いますので、資料5の説明をお願いします。

では、資料5の評価実施手引書（素案）をご覧ください。これは機構の評価担当者用のマニュアルであり、試行的評価での経験を反映させております。

1ページは、評価の内容を明確に記述しております。

2ページは、評価委員会の下に運営小委員会を置くことを明確に記述しております。

7ページからの基準ごとの評価を行うことについては、試行的評価では、「一般的に期待される水準を上回る」が「優れている」、「一般的に期待される水準である」が「相応である」、「一般的に期待される水準を下回る」が「一部問題がある」、「一般的に期待される水準を大きく下回る」が「問題がある」という4段階の評価を行いました。しかし、観点について分析や判断をしたところ、「優れている」といった表現で一概にいけないことがありました。そこで、定型句を使用せず、判断方法の例示として「優れた実施状況である」、「優れた配慮がなされている」、「 を定めている」という表現にしております。また、書面調査で判断ができない場合には「判断保留」とする旨を明確にしております。

9ページは「優れた点」及び「改善を要する点」の抽出ということで、どのような場合に抽出するのかについて、明確に考え方を示しております。「優れた点」というのは、対象高等専門学校の取組状況や達成状況が高い水準にあると判断されるもの、必ずしも成果としては十分達成されていないものの、独自の工夫などを図った特色ある取組状況であると判断されるもの、優れた点として特記すべきであると判断されるものであります。「改善を要する点」については、対象高等専門学校の取組状況や達成状況が低い水準にあり、改善の努力や工夫が必要であると判断されるもの、改善を要する点として特記すべきであると判断されるものであります。

11ページからの訪問調査の実施方法について大きな変更はありませんが、調査内容等の決定及び通知のところで、試行的評価では2週間前に通知するとしておりましたが、「評価部会は書面調査による分析状況、訪問調査時の確認事項、その他を訪問調査の3週間から4週間前までに機構事務局を通じて通知をする」としてあります。通知を訪問調査の3週間から4週間前にすることによって、評価対象校において、回答の作成期間に余裕ができるのではないかと思います。

17ページに「 評価報告書原案の取扱い」として、試行的評価においては意見の申立てについての記述がありませんでしたので、その旨を追加しております。

25ページの参考資料1については、学校教育法と学校教育法施行令に加えて、学校教育法施行規則や機構の内部規定等についてもここに盛り込みたいと考えております。

続いて、資料6の訪問調査実施要項（素案）についても併せて説明いたします。これについては、内容は試行的評価の訪問調査実施要項とほぼ同じですが、「書面調査による分

析状況」及び「訪問調査時の確認事項」の通知については、評価実施手引書（素案）と同様に「訪問調査の3週間から4週間前」に修正しております。

また、訪問調査スケジュールの決定に伴う準備についても、各対象校には訪問調査の1カ月前までにお願ひし、回答する資料については、試行的評価においては2日前までとしておりましたが、訪問調査の1週間前までに提出していただきとしております。

3ページの「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」への対応についても、同様に3週間から4週間前に通知するに修正し、また、回答についても試行的評価においては2日前までとしておりましたが、原則として訪問調査の1週間前までに根拠となる資料・データ等を記載した上で提出していただきとしております。

以上が大きな変更点でして、以降については試行的評価とほぼ同様です。

資料5には、分析の手法やそれをどう判断するかについて非常に明確に記述してありますが、自己評価書を作成する高専側では、そういったところをわざわざ見なければ分かりません。少なくとも分析をして、判断をするところまではやるんだという気持ちで自己評価書を書いてもらわないと、体裁的に分析しただけでは評価する側がやりにくいのではないかと懸念いたします。

それから、資料4の5ページで、優れた点及び改善を要する点の抽出についても、ここにはただ「目的を踏まえて、特に重要と思われる点を」としか記述が無いので、例えば「目的を踏まえて、さらに個性や特色を示す上で重要と思われる点」という記述であれば、そのような内容のものがおそらく出てくると思いますので、もう少し表現を工夫していただきたいと思います。

資料4の8ページの学生数及び教員数は、平成17年5月1日現在とありますが、自己評価書の内容については自己評価書を作成した時点ということによろしいのでしょうか。

自己評価書の提出時点ということですが。

この8ページの例示について、試行的評価においては学生数及び教員数の書き方が例示のように何名と書いてある場合と、学科・学年・生徒の数という表にしてある場合と2種類あったと思います。表形式の方が分かりやすいので、例示もそのようにしておくのではないのでしょうか。

資料5の23ページに評価報告書イメージというのがありますが、各高専についての自己評価の概要というのは、どこに入るのですか。

評価報告書の最後のページに、基準ごとに全部転記されます。

自己評価の概要は非常によく書いてあるけれども、評価結果はそうでもないという可能性があります。自己評価の概要は、評価報告書に載せる必要があるのでしょうか。

基準ごとに評価対象校がどう考えたかということ、ある程度どこかに掲載した方がいいだろうということで、このようにしております。

観点ごとに自己評価の積み上げをせずに、結論として自己評価の概要を記述することは難しいのではないのでしょうか。

観点ごとに、整備され、機能しているかという問いかけをしているわけですから、それに関しては、例えば整備されているけれども機能していないとか、こういう整備状況で

あるとか、あるいはこういう問題点がある、という答えが出てくると考えております。観点ごとの判断をせずに、自己評価の概要を結論とするということは想定しておりません。

試行的評価では自己分析を4段階評価で行ったが、本格実施からはそれを行わないので、評価対象校が自己分析を行うだろうかということですが、やはり私は自己分析を行ってもらった方がいいと思います。最終的に提出する自己評価書には記述しなくとも、自己点検を行う上で4段階評価がない場合、結論が収束しづらく、漠然となるきらいがあると思います。

観点ごとに、実施されている、配慮されている、というだけではなかなか観念の重みが出てこないと思います。「優れた点」として挙げるためには、自分でAをつけ、それを基に「優れた点」として挙げていくというプロセスを経るべきだと思います。高専の場合には他校との比較が容易ですので、自己分析をしてもいいのではないのでしょうか。

「一般的に期待される水準」という表現では、評価対象校で水準を判断する際に問題があると思いますし、試行的評価での自己評価書の作成時に「特に優れた点」や「改善を要する点」の抽出に非常に困りましたので、評価実施手引書ではなく自己評価実施要項に、このように評価を行いますのでこのようなことを考慮して記述してくださいということを入れた方がいいのではないかと思います。

副委員長 全高専を対象とする認証評価に関する説明会と、自己評価担当者の研修時において、それらについて詳しく説明を行うということによろしいのでしょうか。他にご意見はございませんでしょうか。

資料4の3ページの「1 目的の意義」では「教育活動等を実施」とありますが、資料2では「教育研究活動等」となっておりますので、「研究」という文言を外す必要はないと思います。高専の目的の中には、教育研究活動等というのがあるわけですから、基準1の表現も「教育研究活動」でよいと思います。

11の評価基準は教育活動が中心で、研究活動は選択的評価基準としてありますが、必須の基準の中にも研究というファクターを入れざるを得ないのではないかと。また、基準2「教育組織」は大学や短大では「教育研究組織」となっているので、これも修正した方がいいのではないかと思います。

基準9の基本的な観点9-1-で、「研究活動が教育の質の改善に寄与しているか」と問うていますので、研究というキーワードは11の評価基準の中に入っております。

教育目標や学校の目的といったときには、あえて教育活動等といわなくとも教育研究活動でいいと思います。

資料4の3ページの「教育活動等」については、基準1-1を引用していますので、基準1-1の「教育活動等」を「教育研究活動等」とするかどうかということになります。なお、最近の高専の設置基準の改正において第3条に新しく追加した条文で「高等専門学校における教育研究活動等」という表現がありますので、「教育研究活動等」でも差し支えないと思います。機構の認証評価は教育活動を中心とした評価という位置付けですので、教育活動等といった方が適切ではないかとの考えで原文になっていると思いますが、全体として整合性が図られるように見直してみる必要があるかと思っております。

副委員長 基準1-1で「教育研究活動等」という表現にしても問題がないのであれば、

ここに「研究」を入れて、ほかは整合性をとるということではいかがでしょうか。

資料2の3ページでは、「教育活動を中心として高等専門学校総合的な状況」となっているわけですが、ここはやはり「教育研究活動等の総合的な状況」とした方がいいかと思います。

資料2の1ページで評価の目的として「各高等専門学校の教育研究活動等」といっており、その上で「教育活動を中心とした評価」という整理をしております。この構造は、大学、短大と同じ扱いになっておりまして、大綱レベルではかなり意識して整合性を持たせております。いずれにしても、全体として、大綱、基準、そして手引書レベルまで含めて確認を行います。

資料4の10ページの(1)と(2)について、(1)では、基準ごとに観点ごとの分析と優れた点及び改善を要する点の記述を合わせて5,000字以内としておりますが、(2)では、基準によって基本的な観点の数が異なるため、上記の字数制限を踏まえつつ、観点ごとの分析と優れた点及び改善を要する点を合わせて55,000字以内の範囲で調整して記述することができます、とあります。11の基準ですから、当然55,000字以内になるわけですが、この(2)をあえて入れているということは、例えば基準5は観点数が多いので、5,000字を越しても、調整してトータルで55,000字以内になればいいということになり、(1)の記述と矛盾するような印象を受けるのですがいかがでしょうか。

ある程度は字数の上限を設けなければいけないが、基本的な観点の数が異なるため、一つの基準は5,000字を目安にして、全体としての枠をつくるという考え方です。

副委員長 それでは、資料4、資料5、資料6につきまして、他にご意見のある場合は事務局までお願いします。

では次に、高等専門学校機関別認証評価に係る実施体制についてご審議いただきたいと思っております。事務局から資料7について説明してください。

では、資料7をご覧ください。これは、認証評価を実際に行う際の体制をどうするかという案です。平成16年度の試行的評価においては、4評価部会編成、1評価部会につき8名構成とし、うち2つの評価部会については財務担当の専門委員を加えて9名構成でした。財務については、財務の専門部会を設けずに対応しました。平成17年度以降の専門委員の選考に当たっては、機構で別途選考委員会を立ち上げたいと思っております。本日は、まず評価部会が1部会あたり何名程度の委員で構成されるかについてご議論いただければと思います。また、試行的評価に係るアンケートにおいても、私立高専や民間からの委員が必要というご意見がありましたので、選考委員会に提案したいと考えております。

副委員長 本格実施に当たっての体制について、1評価部会5名構成とし、また、人選については、別に選考委員会を立ち上げてそこで検討するというところでよろしいでしょうか。それでは、資料7について、ご承認いただいたということにいたします。

よろしければ、これをもちまして第6回高等専門学校機関別認証評価委員会を終了させていただきます。

了